

公益財団法人滋賀県消防協会職員給与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会（以下「協会」という。）の職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当等をいう。

2 この規程において、職員とは、職名の如何を問わず協会から一定の給与を受け、常時勤務に服する者をいう。

(給 料)

第3条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件等を考慮して会長が定める。

第4条 職員の初任給、昇給及び昇格等の基準については、滋賀県職員の例による。

(諸手当)

第5条 職員に対する管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当等の支給については、滋賀県職員の例による。

(給与の支給方法)

第6条 職員に対する給料及び諸手当の支給方法等については、滋賀県職員の例による。

(その他の事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人滋賀県消防協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。